

情報

給与支払報告書提出義務者（個人事業主、法人など）の皆さんへ 平成 31 年度（平成30年分）給与支払報告書の提出について

平成 31 年 1 月から提出が始まる平成 30 年度分の給与支払報告書にはマイナンバー（個人番号）を記入することが義務付けられています。総括表および個人別明細書の両方に記入してください。中途退職などでマイナンバーを取得していない場合は、明細書の「摘要欄」にその旨を記載してください。

■提出時の本人確認について

個人事業主の場合は提出時①、②のいずれかが必要
※代理人が提出する場合は要問合せ

①マイナンバーカード

②通知カード（またはマイナンバー入り住民票）と運転免許証などの身分証明書の 2 点

窓口に持参 ①②いずれかを提示

郵送 ①②いずれかの写しを添付

eLTAX など電子申請 本人確認不要

提出期限 平成 31 年 1 月 31 日(休)※なるべく 1 月 18 日(金)までの提出にご協力ください。

■特別徴収について

給与所得者に係る市・県民税の納付は原則として特別徴収（給与からの天引き）です。次に該当しない人は、「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収」と記載がある場合でも、市・県民税は特別徴収となります。

▶総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が 2 人以下▶他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者▶給与が少なく税額が引ききれない（給与支払金額 96 万 5,000 円以下）▶給与の支払が不定期（給与の支払が毎月ではない）▶普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）▶退職者・退職予定者（平成 31 年 5 月末日まで）

■退職者の異動届の提出について

従業員が退職した場合は給与支払報告書と特別徴収済月を確認するため、必ず異動届を提出してください。

問課税課 ☎983・2626

情報

企業の活力を引き出すビジネスプランを表彰 第 5 回 M- ステ大賞受賞者決定！



市内中小企業を支援する「みしま経営支援ステーション（M- ステ）」では、起業を目指す人や、新規事業により大きな飛躍を目指す企業のビジネスプランを募り、優秀なビジネスプランを表彰する「M- ステ大賞」を実施しています。この度、第 5 回 M- ステ大賞の受賞者が決定し、10 月 15 日(月)に三島商工会議所で表彰式が行われました。今回は、応募総数 18 件のうち、受賞した 5 件の企業を紹介します。

問三島商工会議所 ☎ 975・4441

問商工観光課 ☎ 983・2655



【がんばる企業部門 優秀賞】 4 件

■(株)中物産（中川亮一さん）「自社開発した高級ブロック『尊壇』を組み合わせた、コンパクトな仏壇の開発及び販売」

■(株)結屋（川村結里子さん）「地元中小企業×学生ネットとリアルでつながる人材マッチングサービスの開発と提供」

■(有)よしだ（吉田昌敏さん）「休眠きものをシェアして活かす！『シェアきもの』で和体験&『呉服屋サロンきらく場』観光案内所化計画！」

■Luca Wine（永岡眞澄さん）「自然派ワインを通じた消費者と生産者をつなぐネットワークづくり」

【がんばる創業部門 優秀賞】 1 件

■(株)ストアノ（小川寿明さん）「限られた予算・短納期でもカッコイイ店舗を作ります！」

募集

コーディネーター養成講座を実施
災害ボランティア

大規模災害が発生したときに、全国各地から被災地支援に駆けつける方々を、現地で被災し支援を求めている人々に繋ぐ「災害ボランティアコーディネーター」の養成講座を実施します。

時 1月27日(日)午前9時～午後5時

場 三島市社会福祉会館4階大会議室

持 昼食（非常食の試食あり）

対 三島市および近隣市町在住で、災害ボランティアコーディネーター活動に興味がある人

定 50人

申 平成31年1月10日(休)まで

問 三島市社会福祉協議会 ☎ 972・3221

FAX 972・3466

✉ yoneyama@mishimasyakyo.or.jp

情報

国による補助制度があります
消費税軽減税率制度が実施

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、同時に消費税軽減税率制度が実施されます。

中小企業・小規模事業者を対象に複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などの経費を一部補助する国の制度があります。詳しくは「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください。

<http://kzt-hojo.jp/>

軽減税率対策補助金

検索

■消費税軽減税率制度

軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞です。対象品目については、2019年10月1日以降も消費税率は現行と同じ8%で据え置きとなります。詳しくは「国税庁」のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

国税庁 軽減税率

検索

問 商工観光課 ☎ 983・2655

情報

12月2日は地域防災の日
災害時に地域の命を救う自主防災活動！

市では、自治会ごとに自主防災組織が設置されています。大規模災害時に自主防災組織を中心に住民1人ひとりがお互いに助け合うことが、地域の命を救う大きな力となります。

平常時に訓練を実施しましょう

平常時の訓練を怠ると災害時に機能しません。年1回以上訓練をおこない、防災意識を高めましょう。

訓練名	訓練内容
初期消火活動	消火器、バケツリレー、消火栓などによる消火訓練
住民の安否確認	安否確認訓練（黄色いハンカチ作戦など）
避難誘導	要配慮者（高齢者、障がい者）の避難誘導訓練
救出・救助活動	パール・ジャッキ等の使用方法の確認
医療救護活動	身近な物を使用した応急手当、三角きん使用、担架搬送
地域内の被害情報収集	地域の被害を自主防災組織の本部へ情報集約する訓練



▲救出・救護活動訓練の様子



▲黄色いハンカチ作戦の様子



▲身近にあるラップを使った応急手当の様子

訓練などの相談は危機管理課までお問い合わせください。
問 危機管理課 ☎ 983・2751